十四　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ～チ　［略］

十五　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該検認又は更新に係る被扶養者及び当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ～チ　［略］

十六～二十二　［略］

第二十八条　法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ　戸籍関係情報

ロ～ト　［略］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからトまでに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからトまでに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからホまで及びトに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからホまで及びトに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

十二　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ト　［同上］

十三　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ト　［同上］

十四～二十　［同上］

第二十八条　法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

［新設］

イ～ヘ　［同上］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからへまでに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからへまでに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びへに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからニまで及びへに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで、ホ及びへに掲げる情報